

諮問番号：平成 30 年度高行審諮問第 2 号
答申番号：平成 30 年度高行審答申第 2 号

答申書

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきとの審査庁の諮問に係る判断は妥当ではなく，行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 1 項の規定により，本件審査請求は却下されるべきである。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の請求の要旨

高知市長岡崎誠也が行った市税滞納に対する給料の差押処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求人の主張

審査請求人は，審査請求書において，生活費や子供の養育費等，毎月決まった支払いがあるため，処分庁が行った処分は違法・不当であると主張している。

(3) 審査庁の判断

審査請求人の主張にはいずれも理由がなく，処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はない。

本件審査請求には理由がないから，行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により，裁決で，本件審査請求を棄却することが適当である。

3 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから，行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により，棄却されるべきである。

(2) 本件処分に係る法令等の規定

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 331 条第 6 項は，市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については，国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号。以下「法」という。）に規定する滞納処分の例によると規定している。

イ 地方税法第 373 条第 7 項は，固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については，法に規定する滞納処分の例によると規定している。

ウ 法第 63 条は，徴収職員は，債権を差し押さえるときは，その全額を差し押さえないと認めるときは，その一部を差し押さえることができると規定している。

エ 法第 76 条第 1 項は，給料，賃金，棒給，歳費，退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）について，次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は差し押さえることができないと規定している。

(7) 当該給料等から源泉徴収される所得税相当額（同項第 1 号）

- (イ) 当該給料等から特別徴収される都道府県民税及び市町村民税相当額（同項第2号）
- (ウ) 当該給料等から控除される社会保険料相当額（同項第3号）
- (エ) 滞納者及び滞納者と生計を一にする親族に対し、これらの者に所得がないものとして、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合における当該扶助の基準となる金額（国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第34条は、当該金額を1か月当たり「100,000円＋生計を一にする親族の数×45,000円」と規定している。）（同項第4号）
- (オ) 当該給料等の金額から(ア)から(エ)までの合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（上限は、(エ)の金額の2倍とする。）（同項第5号）

(3) 認定事実

処分庁から提出された弁明書から、処分庁は、平成29年12月13日付けで、審査請求人が滞納していた固定資産税（本税〇〇〇〇円、延滞金〇〇〇〇円）及び市県民税（本税〇〇〇〇円、延滞金〇〇〇〇円）並びに督促手数料（〇〇〇〇円）の合計〇〇〇〇円を徴収するため、本件債権のうち、法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した残額について、滞納金額に満つる金額まで差押えを行う処分を行ったことが認められ、この点について、当事者間で争いはない。

(4) 審理員の判断

本件審査請求の争点は、本件処分が法令の規定に沿って適正に行われ、違法又は不当な点はないかということにあるので、以下判断する。

ア 法第76条第1項が、源泉項目や生活扶助の基準額に相当する金額は差し押さえることができないとしているのは、給料等が一般の給与生活者の生計に占める重要性に鑑み、給料等のうち、給与生活者の最低生活の維持費等に充てられるべき部分の差押禁止を定めたものと解される。

イ これは、立法者が、法第76条第1項の規定により、給与生活者の最低生活の維持は十分に図られると考えたものといえる。

ウ これを本件についてみると、処分庁は、給与債権から法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した残額について差押えを行っており、本件処分は、同項の規定に沿った処理であると認められる。

エ よって、審査請求人の最低生活の維持は十分に図られるといえ、生活が成り立たなくなることを理由に本件処分が違法又は不当であるとする審査請求人の主張は当たらない。

オ また、差し押さえる債権の範囲について、法第63条は、全額を差し押さえる必要がないと認める場合以外は、全額を差し押さえないと規定しており、給料等について、法第76条第1項のほかに、差押えを制限する規定は認められない。

カ よって、処分庁は、給与債権から法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した残額については、その全額を差し押さえないとせず、審査請求人の生活状況等を考慮して裁量により差押金額を減額する余地があったとは認められない。

キ したがって、処分庁が行った本件処分について違法又は不当な点は認められない。

4 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

- 平成30年 7月 3日 諮問書の受理
- 平成30年 8月 29日 第1回審議
- 平成30年 9月 11日 処分庁に対し調査実施
- 平成30年 9月 26日 処分庁から上記調査の回答書を受領
- 平成30年 11月 2日 第2回審議

5 審査会の判断の理由

(1) 本件審査請求に係る審理手続について

当審査会に提出された諮問書の添付書類等によれば、本件審査請求に関する審査庁及び審理員の審理の経過は次のとおりである。

- ア 審査請求人は、平成30年1月22日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- イ 審査庁は、本件審査請求を担当する審理員として、総務部副部長〇〇〇〇を指名した。
- ウ 審理員は審査請求の趣旨が不明瞭であるとの処分庁からの指摘を受け、行政不服審査法第36条の規定に基づき、職権で審査請求人に対して、審査請求の趣旨を聞き取った。
- エ 審理員は、処分庁に対して弁明書の求めを行い、処分庁は、平成30年3月2日付けで審理員に対し弁明書を提出した。
- オ 審理員は、審査請求人に対して弁明書の写しを送付するとともに反論・意見の求めを行ったが、審査請求人から反論・意見はなかった。
- カ 審査庁は、本件審査請求を担当する審理員として、新たに総務部法務管理監〇〇〇〇を指名した。
- キ 審理員は、平成30年6月4日付けで、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録を提出した。
- ク 審査庁は、平成30年7月3日付けで、当審査会に対して諮問を行った。

以上のとおり、本件審査請求に係る審査庁及び審理員の審理手続については、行政不服審査法の規定に従い適正な審理手続が行われたものと認められる。

(2) 当審査会における調査の実施について

当審査会に提出された書面等からは、本件処分手続及び執行状況等が不明であることから、当審査会は処分庁に対し、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により、①督促及び債権差押通知書の写し又は当該書面の発付が行われたことが分かる資料、②本件処分の執行状況が分かる資料及び③本件処分を行うに当たって、審査請求人と生計を一にする親族がいないと判断した根拠が分かる資料の提出を求め、また、④審査請求人の子供の養育費等の支払いがあるため審査請求をした旨の主張を受けてもなお、処分庁が審査請求人と生計を一にする親族はいないと判断する根拠について回答を求めた。

調査の結果、①について収納管理システムの発付記録画面の写し及び債権差押通知書副本の写しの提出があり、督促状の発付日及び第三債務者に対する債権差押通知書の発付日を確認した。②については、平成〇年〇月〇日に審査請求人が勤務先を退職するまでの間、第三債務者に当該債権差押通知書が到達した平成〇年〇月〇日以後の給与債権から法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した〇〇〇〇円が第三債務者から納入され、審査請求人が勤務先を退職したことを受け、

平成〇年〇月〇日付けで本件処分を解除したとの回答があり、その挙証資料として、配当計算書の写し及び差押解除通知書の写しが提出された。③については、審査請求人の勤務先である第三債務者への給与照会に係る回答書の写しの提出があった。なお、当該回答書には、審査請求人と生計を一にする親族が〇人である旨が記載されている。最後に、④については、本件処分後、審査請求人から養育費の支払いがある旨の申し出があったことから、その挙証資料を処分庁又は第三債務者に提出するよう求めたところ、審査請求人から当該挙証資料の提出はなかったが、第三債務者が審査請求人からの口頭申出による強い主張を認め、生計を一にする親族が〇名あるものとして、法第76条第1項第4項の規定に基づく生活保障費について〇〇〇〇円を上乗せした形で差押金額を算定し納入されたものであり、結果的に処分庁はこれを容認し、差押金額を算定するに当たっては、国税徴収法施行令第34条の規定により、生計を一にする親族を〇名有として、〇〇〇〇円を生活保障費として計上する形となったとの回答があった。

(3) 本件審査請求に係る審査会の判断について

ア 審査請求の法律上の利益

審査請求は審査請求人の権利利益の救済を図るものであり、行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分の存在を前提として、その処分に不服がある者が審査請求をすることができることとされている。

よって、審査請求の対象となった処分が存在しないときは、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき、審査請求は不適法として却下されることとなる。

イ 債権差押処分の法的効力

市民税及び固定資産税に係る滞納処分による差押えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされ（地方税法第331条第6項、同法第373条第7項）、給料若しくは年金またはこれらに類する継続収入の債権の差押えの効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押え後に収入すべき金額に及ぶものとされ、継続収入の債権を差し押さえると、差押え後に支払期の到来したそれぞれの支分権について差押えの効力が及ぶものとされている（国税徴収法第66条）。

一方、債権の差押処分は、その差し押さえた債権の取立てが行われることにより、その目的を達してその法的効力は消滅するものと解されている。

ウ 本件における判断

この点、前記(2)のとおり、平成〇年〇月〇日に審査請求人が勤務先を退職するまでの間、平成〇年〇月〇日以後の給与債権から法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した〇〇〇〇円が第三債務者から納入され、審査請求人が勤務先を退職したことを受け、平成〇年〇月〇日付けで本件処分を解除したことが認められる。

したがって、本件処分のうち、取立てを完了した部分については、処分の目的を達してその法的効果は消滅しており、その余の部分についても、本件処分が解除されていることから、本件審査請求の対象となる現に効力を有する差押処分が存在しないこととなり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項に基づき、却下すべきである。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であり、行政不服審査法第45条第2項の規定により本件審査請求は棄却されるべきとの審査庁の諮問に係る判断は妥当ではなく、行政不服審査法第45条第1項の規定により本件審査請求は却下されるべ

きである。

6 調査審議を行った合議体の委員氏名

審査長 高 林 藍 子

委 員 山 中 尊 滋

委 員 森 田 惠 介